

都城市妻ヶ丘地区体育館指定管理者候補者選定の概要

都城市妻ヶ丘地区体育館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和3年9月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

妻ヶ丘地区体育協会

(2) 代表者名

亀谷 エミ子

(3) 所在地

都城市菖蒲原町4街区8号

(4) 設立年月日

平成3年9月4日

(5) 従業員数

13名

(6) 業務内容

体育・スポーツ事業（妻ヶ丘地区ミニバレーボール大会、ミニテニス大会、各種スポーツ団体の育成・支援）

施設管理事務（施設利用調整、施設の清掃、需用費等の支払いなどの施設の維持管理）

2. 指定期間

令和3年10月1日 ～ 令和8年3月31日（4年6か月間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市妻ヶ丘地区体育館 (都城市一万城町14号1番地1、2、3)	延床面積：896.52 m ²

(2) 業務概要

施設名	業務内容	備考
都城市妻ヶ丘地区体育館	<ul style="list-style-type: none">・施設の利用許可及び利用許可の取消・使用料の徴収及び納入に関する業務・施設内及び周辺清掃点検 2回以上/月・小規模修繕 1件につき3万円(消費税及び地方消費税の額を含む。)未満の軽微なもので、かつ、年度総額10万円を超えない範囲	利用調整会議を必要に応じて開催すること

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

各地区の体育施設は地域密着型及び地区スポーツの拠点施設として、地区住民に活発に利用されており、住民自治意識の向上、地域協働の推進等が期待でき、かつ、その受け皿となるべき団体がこの地域に該当団体しか存在しないため。

(2) 申請書類の審査結果

・市民の平等な利用の確保について

当該施設の管理方針及び設置目的を認識し、利用調整会議等の開催により、利用者間の調整が図られている。

・施設の効用の最大限の発揮について

地域密着型及び地区スポーツ施設の拠点施設として、各種競技団体や関係団体、利用者との連携や交流の提案がなされている。

・経済的な管理運営と適正な経費配分について

利用調整会議時に、節電、節水や施設利用に関して指導することにより、光熱水費や修繕費等の削減等、経済的な管理運営がなされ、定期的な清掃や小規模修繕等の維持管理を地区体育協会が行うことにより、利用者の要望等に対して迅速な対応を行うことができる。

・管理運営能力について

組織体制の確立がなされ、良好な財務状況であり、また当該施設の過去の業務実績もあることから、施設の管理運営については熟知している。

各種競技団体等と連携し、定期的なスポーツ教室や各種スポーツレクリエーション等の実施により、地域住民の利用促進が図られている。